

第3回「広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」有識者会議 会議要旨

1 会議名称

「広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」有識者会議

2 開催日時

令和6年10月29日（火） 10:00～11:50

3 開催場所

広島市役所14階第7会議室

4 出席委員等

(1) 委員氏名

作野広和委員（座長）、山田知子委員、デラコルダ川島ティンカ委員（Web参加）

(2) 事務局

企画総務局長、地域活性化調整部長、コミュニティ再生課長、コミュニティ再生課課長補佐

(3) オブザーバー

市民局市民活動推進課長、健康福祉局地域共生社会推進課長

5 議題（公開）

(1) 「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）」について

(2) 「広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」有識者会議開催要綱の改正案について

6 傍聴人の人数

1人

7 会議資料名

資料1 「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）」について

資料2 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）

資料3 地方自治法と条例素案の比較表

資料3別紙 特定地域共同活動の分類とひろしまLMOの活動事例

資料4 「広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」有識者会議開催要綱（改正案）について

資料4別紙 「広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」有識者会議開催要綱（新旧対照表）

8 各委員の発言の要旨

(1) 「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）」について

事務局が、資料1「『広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）』について」、資料2「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）」、資料3「地方自治法と条例素案の比較表」、資料3別紙「特定地域共同活動の分類とひろしまLMOの活動事例」について説明。

(作野座長)

- これまで2回有識者会議で協議してきたが、地方自治法の改正により、親元の法律が新たに加わったことにより、条例の構成と内容を事務局から改めて提示していただいた。
- 意見交換の進め方については、まず、資料1の「1経緯等」に限定して議論し、次に、資料1の残りの部分、最後に資料2及び3について議論していきたい。

(山田委員)

- 事務局からの説明では、地方自治法が改正され指定地域共同活動団体制度が創設されたことを契機に、今まで条例のみを作る予定だったものを条例とガイドラインに分けたということである。これに関しては、以前の議論では、条例は広島市の地域コミュニティ活性化全体に関するものであったため、その条例の中でLMOをどう位置付けるのか非常に難しいと感じていた。条例とガイドラインが分かれることによって、LMOに関しては条例で、地域コミュニティ活性化の全体的なことはガイドラインで、という非常に明確な区分ができたので、その点は効果的だろうと感じた。
- 市民やLMO、LMOを検討中の地域から出てくると思われる質問を2点考えた。
- まず、1つ目の質問は、法においては、指定地域団体は必ずしも地域運営組織のみを対象としておらず、地域においては、地区社協やNPO、協同労働団体など多様な団体が活動しているが、広島市ではこの指定地域共同活動団体の指定対象をLMOのみにしようとしているということでのよいのか。
- 2点目の質問は、指定されることによってLMOに関する制度設計に何らかの変更があるのか。例えば、権限が付与されたり、LMOにならないと大きく損をすることになるのか。

(事務局)

- 1つ目の質問はお見込みのとおりです。その理由は2点あり、まず1点目は、本市ではこれまで小学校区単位で地域づくりを進めており、全小学校区でLMOが設立されることを今まで目指してきたということ。2点目は、LMOは地域を代表するプラットフォームとして機能しており、NPOや協同労働団体には構成団体や連携団体として常に門戸を開いている団体であるため、LMOが設立された地域で自分たちの活動をしたいという場合は、LMOの構成団体や連携団体になっていただき、LMOの一員として一緒になって、小学校区全体を活性化していただきたいという考えである。

(山田委員)

- 現在のLMOの中には地区社協の名称がある。これは構成団体としての地区社協なのか、LMOとしての地区社協なのか、地域において混乱は生じないのか。

(事務局)

- 地区社協がそのままLMOになった地域においては、LMOの認定を受けるに当たり、規約の改正を行っているため、地域内での混乱は生じていない。

(作野座長)

- ・山田委員の発言の趣旨は、地区社協が指定地域共同活動団体となった場合には、そのままの名称であれば、団体の本来の趣旨を反映しない可能性や、地域で混乱が起こるのではないかとということだと思いがどうか。

(事務局)

- ・地域が混乱しないよう、本市としてどのようにアナウンスすべきかということについても検討したい。

(事務局)

- ・山田委員の御指摘は、条例素案を作る上でも内部で議論があった点である。本市としては、LMOは〇〇地区地域運営委員会といったように、地域全体のものだと分かるような名称をつけていただきたいという思いがあり、「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」においても、そういった名称例を掲載している。
- ・しかしながら、この2年間LMOを進めていく中で、特に地区社会福祉協議会が中心となって地域づくりを進めていった地域においては、「地区社会福祉協議会」としての名前も大切にしながら、地域づくりを進めていきたいという意見をお持ちのところがあり、本市としては、当初は混同するので望ましくないと考えていたが、地域の皆さんの思いが非常に強いということを踏まえ、地域が1番いいと思うスタイルを尊重しようということで、途中で方針を変え、地区社会福祉協議会や学区社会福祉協議会という名前でLMOとして認定することを許容したという経緯がある。
- ・このため、LMOには、〇〇地区地域運営協議会の構成団体として地区社会福祉協議会が位置付けられるパターンと、もう1つは地区社会福祉協議会そのものがLMOの機能を担っているパターンの2通りの関わり方がある。この点については、説明を丁寧にしていけば、御理解いただけるのではないかと考えている。

(作野座長)

- ・私も、地区社協が2パターンあるとは思っておらず、団体名が地区社協となっても、従来の地区社協がありつつ、LMOの中心的な位置付けとして構成団体となっている地区社協が別にあるものだと考えていた。
- ・そうなると、現在LMOとして認定されている地域では問題ないと思うが、今後指定される地域においては、住民が主体的に動くのがしんどいから今の地区社協がやったらいいというような感じで地区社協に押し付けられるという恐れがあると思う。山田委員の問題提起は、そのことをどう整理するかというものだと私は理解しているが、どうか。

(山田委員)

- ・組織内で整理されているからというよりも、外から見てどう公平性を担保するかということだと思う。やはりLMOにこれだけの助成金が投じられ、さらに今回法律に基づく指定を行うということは、透明性や公平性、公益性が求められると思う。そのときに、人によって解釈の違う団体が指定を受けることについて、指定を契機に再検討しなくていいのかということについて御意見を伺いたい。

(事務局)

- ・結論として、問題ないという考えで条例素案を作成したものである。LMOは、元々ビジョンにあ

るように、地区社会福祉協議会とは別に組織を立ち上げてもらうというのが基本ルールであるので、今から立ち上げる地域は、基本的にはビジョンの考え方に基づきLMOづくりに取り組んでいただくということをベースにしながら地域において議論していただき、どうしても地区社会福祉協議会をLMOとして認定してほしいということになれば、そこは否定するものではないが、基本は新たな団体を立ち上げるという方向で伴走支援を行っている。

- 公平性の面では、委員が懸念されているのは、例えばLMOを作っていない地区社会福祉協議会が法律に基づいて指定地域共同活動団体として申請したいと考えたときに、それが指定できるのかということかと思うが、地域の実情に応じて指定地域共同活動団体を指定できるというのが法律の趣旨でもあるため、本市の場合は、申請団体が条例の要件を満たしていれば指定することになるため、公平性は担保できている。
- 2点目にいただいたLMOの制度設計に何か変更はあるのかという御質問に関しては、指定を行うに当たり、既に認定されているLMOに関しても、指定に関する申請手続等が生じると考えている。指定の法律上の効果としては、1番分かりやすい例では、市町村の関連事務の随意契約による委託が可能になるということと、市町村から行政財産の貸付けを受けることができることである。随意契約は、双方の意思に基づく契約であるため、受けるか受けないかという判断は地域で行われることになるが、例えば、公園の維持管理と地域の美化活動を一体的に実施するという事例を国が想定しているので、そういったメリットを市民向けの説明会で説明したいと考えている。

(山田委員)

- 市町村の事務の随意契約や行政財産の貸付けに関する条項は、条例素案には設けないのか。

(事務局)

- 法制執務上の問題だが、法に規定が設けられている事項については、改めて条例には規定する必要がないことから条例では随意契約や行政財産の貸付けに関する規定は設けていないものである。ただ、指定の法的効果などが市民にきちんと伝わるようにガイドラインや説明会で説明したいと考えている。

(デラコルダ川島委員)

- LMOの目的は、今までつなげることができなかった地域のためにグループをつなげることだと理解していたが、今の説明を聞くとすごく排他的にも聞こえ、逆効果になるのではないかと心配している。今までのLMOとどのように違うのか。

(事務局)

- 地域において排他的ということはあってはならないと考えており、LMOづくりに取り組んでいる地域の中で阻害されるような団体が生じないように、市の職員が伴走支援していきたいと考えている。

(デラコルダ川島委員)

- LMOへの支援というのは様々なやり方があると思うが、最初からすごくオープンにして、活動に参画したいと手を挙げる人がどんどん出てくるような条文の書き方もあるのではないと思う。
- また、前文においては、「地域コミュニティの活力低下」の理由として、「人口減少や少子高齢化の進行等により」という2つの理由が挙げられているが、外国籍市民が増えているという、もう1つ大きな変化を表す事実が、見落とされているか、考えられてないと思われる。このため、この言葉

は、具体的にビジョンとつながっている、あるいは、LMOへの支援の中で、もっと具体的にどう
いうサポートが必要かという具体的な記載があればよいと感じた。

(作野座長)

- ・委員の御意見は条文そのものに関わることであるため、後ほど協議させていただきたい。
- ・「1 経緯等」に関連して見解を申し上げますと、この地方自治法の改正は10年近く前からずっと議論
されようやく出てきたものである。さらに、今回の地方自治法改正では、DXやコロナへの対応等
が注目されており、指定地域共同活動団体制度についてはその2つに埋もれており、他の自治体も
非常に動きが弱いという状況である。10年前からの流れでは、地縁ではなく、会社や協同組合法
とかに基づく組織でもない、スーパーコミュニティ法人と言われる、いわゆる地域運営組織が、地
域代表性が担保されていても任意組織であり、地域の中でまがい物扱いされるという問題や、地域
の外においては、代表者の責任問題などの課題から法人化を求めるべきだという議論があった。と
ころが、ある程度議論する中で、認可地縁団体はあるものの、地域を法人化するというのは難しい
ということで、しばらく放置されていた話題である。しかし、法律を読むと、様々な地域の事情に
当てはまるように条文が書いてあるので、これを今行っている地域運営組織に当てはめると、本当
に色々なことを気にしないといけないことになっている。それが委員の皆様の懸念の部分だと思
うので、その点は私も全く同感である。
- ・一方で、1 ページ目の左下の模式図にあるように、広島市の実態を踏まえると条例の位置付けはむ
しろやりやすくなったと考える。特に、以前から申し上げているが、地域コミュニティの活性化と
いう言葉に非常に抵抗感を持っているが、条例素案の前文においては、「持続可能な地域コミュニ
ティの実現を図る」という表現となっており、条例の名称も「活性化」が前面に出ないというのは、
大きく前進したと考える。それに対して、ガイドラインでは活性化が残っているが、「活性化」とい
う言葉は残さないといけないのか。条文の前文には「持続可能な地域コミュニティの実現を図るた
め」と書いてあるので、そういう名前にすべきなのではないか。あるいは、それらを理解した上で、
「活性化」の方が地域住民が受け止めやすいのであればそれでもいいと思うがどうか。

(事務局)

- ・本市としては、仮称ではあるが、「広島市地域コミュニティ活性化推進ガイドライン」という名称を
前提に検討してきたが、今後の有識者会議において議論する事項にしたいと考えている。

(作野座長)

- ・私も絶対「活性化」という言葉があってはいけないと思っているわけではないが、急速に少子化が
進んでおり、地域の価値観も人々の価値観も多様化している中で、「活性化」という言葉を使うと、
活性化するのはもうしんどいとか、それだったらやらないという地域住民の口実を作ることになる。
一方、地域住民の共通の課題は地域が持続するということであり、法律においても「活性化」とい
う言葉を使っていないため、再検討していただくと嬉しいという思いである。
- ・続いて、資料1の残りの部分について議論していきたい。まず、先ほどデラコルダ川島委員から、
前文の背景について御指摘があったが、「多様な主体」がキーワードであると思う。一方、前文では、
「あらゆる主体が一緒になり」と記載してあるが、逆に「あらゆる」というのもまずいと思ってい
る。つまり、地域運営組織であるならば、選択的であるということが大事であり、地域代表性を担
保しつつも、「この指とまれ」の精神を失ってはいけない。その両立を図るとするのが今回の条例の
趣旨であるため、「あらゆる」というのは言い過ぎだと思う。一方で、多様な主体が盛り込まれてい

ないのではないかと御指摘についてはどうか。

(事務局)

- ・前文における「あらゆる」と「多様な」の使い分けについては、令和4年2月に策定した「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」において、基本理念としている「地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現」から抜き書きしたものである。条例を作るに当たっては、ビジョンの基本理念を理想として置きながら、地域における多様な主体が連携した取組を進めていくという構成になっている。
- ・作野座長の御意見はごもっともではあるが、本市としては、ビジョンの基本理念を高次の目標としてつつ、指定地域共同活動団体制度を活用し、地域における多様な主体が連携した取組を進めていくという考え方で前文を記載している。

(作野座長)

- ・承知した。先ほどデラコルダ委員から御意見があった外国人を含めての多様な主体の関わりというのは、前文に書けないものか。

(事務局)

- ・その点については、検討させていただく。

(作野座長)

- ・現時点ではそういうことのようにだが、デラコルダ委員はよろしいか。

(デラコルダ川島委員)

- ・別の場所で説明があるならそれでもよいが、多様な主体をもっと細かく説明するところで明らかにしなければいけないのかなと思う。

(作野座長)

- ・多様な主体というのは幅広い表現なので、その具体的な要素として外国人は重要な存在ではないかという御指摘であった。

(事務局)

- ・今の前文の案では、「人口減少や少子高齢化の進行等により」の「等」に含んでいる内容でもあるが、その後続く「地域コミュニティの活力低下が懸念される中」という文章につながっており、ここに入れるのが難しいと思われるため、例えばガイドラインの方で説明することを考えたい。

(作野座長)

- ・広島市の場合は、外国人の方がかなり多くおられる国際平和都市としての要素があることを考えると、前文にも外国人の要素を入れ込んでいた方がかっこいいように思うがどうか。そこは、今も重要だが、今後明らかに重要になってくる。

(事務局)

- ・例えば外国にルーツを持つ方など様々な属性の方が実際に地域で生活されているため、そうしたことが地域コミュニティの活力低下につながっていると言えるのであれば、この「等」を噛み砕いて前文の方に書き加えることもあり得ると思う。
- ・条例本文に書き加えるのか、前文に書き加えるのか、ガイドラインに書くのかについては、今結論

を出すのは難しいため、デラコルダ委員の御提案を踏まえて、事務局の方で再度検討して提示させていただきたい。

(作野座長)

- では、そのような取扱いにさせていただく。続いて、山田委員。

(山田委員)

- 先ほどの「あらゆる」という表現と「多様な」という表現の解釈は先生方おっしゃるとおりだが、一方で、私は、あらゆる団体と多様な団体はちょっと意味が違うような気がしている。あらゆる団体は、地域の中の全ての団体で、多様な団体というと、デラコルダ委員が言われた外国人の方だとか、いわゆる住民組織ではない、例えば小学校や企業といった何か違う団体というような意味があるので、部長が言われたように、できるだけあらゆる主体が参画することで、多様な団体も参画することというのが、イメージとして、方向性としてありだなと思った。
- むしろ問題になるのは、前文5行目の「地縁」、これは国の法律の言葉ではあるが、地縁による団体等と書いてあること。広島市に当てはめた場合には、この地縁という言葉はさほど重要ではなく、小学校区を基にしながらも、例えば協同労働団体など、必ずしもその地域、居住地にある団体がやっているわけではないし、何よりも「ひろしま型地域貢献企業認定制度」で、広島市にあって広く地域貢献する企業を認めていくということもやっているのだから、この地縁ということにあまり引っ張られないような認識を、これはどこに入れてくださいというわけではないが、地縁はベースにしながらも、地縁以外の多様な団体に広く参画してもらうことが、広島市のような都市部における地域運営組織の1つの特色かなと思っている。

(作野座長)

- 現時点での事務局の見解はどうか。

(事務局)

- 私も同意見であり、地域を代表する、代表性を担保するというので、どうしても地縁団体は入ってくるが、これまでのワークショップや有識者会議での意見を踏まえると、やはり企業の活力だとか、そこの地域に立地している企業の従業員の方にも参画していただくことは大変重要だと思っている。作野座長もよく言われているように、気軽に活動に入っていただけるよう、市としても運用上意識して取り組んでいきたいと思っている。

(山田委員)

- あともう1点。第3条第3項第2号に「地区・学区社会福祉協議会及び連合町内会・自治会が構成団体となり、かつ、規則で定める団体のうち半数以上が構成団体となっていること」と書かれているが、規則で定める団体というのはどのような意味なのか。

(事務局)

- まだ規則の内容は確定していないが、今の想定では、例えば、地区社会福祉協議会、連合町内会・自治会、地区防犯組合といった地域団体を限定的に規定していきたいと考えている。
- 例えば、規則に定める団体が全部で13あるとした場合は、その半分以上の7団体以上が構成団体に入っているというイメージである。

(山田委員)

- ・ 7 団体以上なのか。

(事務局)

- ・ 例えばの話である。規則に定める団体が全部で 13 の場合は、半分以上の 7 団体以上がちゃんと構成団体に入っているということである。

(山田委員)

- ・ 承知した。LMO の申請書に記載してある 15 くらいの団体のうち半分が構成団体に含まれているということですね。

(事務局)

- ・ LMO を構成している団体の半分以上ではなく、規則に定めている団体の半分以上である。

(山田委員)

- ・ 承知した。もう 1 点。第 4 条に「当該支援を効率的かつ効果的に行うために必要があると認めるときは、社会福祉法人広島市社会福祉協議会に対し、当該支援に必要な協力を求めることができる」とあるが、これは今までの LMO に対する支援とは違うものなのか。

(事務局)

- ・ これは今までの LMO への支援のことを指している。実際に、市社会福祉協議会を通じて LMO の支援を行っており、本市は市社会福祉協議会にその原資の出えんをしているため、このような表現になっている。指しているのは今までの LMO への支援の内容と同じと考えていただければと思う。

(作野座長)

- ・ 今、山田委員がおっしゃった前半の要素は、私もちょっと勘違いしていた。企業とか色んなところがたくさん入れば、それが分母となり、規則で定める団体で半数を占められなくなるのではないかと思っていたが、そういうことではなかったようだ。
- ・ もう少し分かりやすい表現になれば良いと思うが、条例とはそういうものかもしれない。
- ・ 資料 1 の範囲で他に御質問などないか。無いようであれば、資料 1 の範囲で最後に私から 1 点発言させていただく。
- ・ 条文の逐語はこれから議論するわけだが、盛り込む要素の中に社会教育の要素が全くない。一般的に RMO の場合は、防災のことがよく出る。今条例に出ているのは、地域とか自治のこと、それから福祉のことは出ているが、社会教育のことをどう取り扱うか。もし条例を作るのであれば、そういったことを盛り込めないのかということ。また、防災、特に地域防災については、地縁とは切っても切れない。さらには、広島の場合、沿岸部を中心に大きい企業があり、日常の支え合いの中に企業が入ることによって 防災にもなるし災害時の対応にもなるというようなことを、この条例で頭出しできないのかなと思っている。この 2 点については何か検討されたのか。

(事務局)

- ・ 今の御指摘は、第 3 条第 1 項での頭出しということではなく、他の条文でも出した方がいいということか。

(作野座長)

- ・ そういうことである。第 3 条は一要素でいいと思っているが、条文とか前文、全体の中で社会教育の要素とか防災の要素というのは盛り込まなくていいのかという質問である。

(事務局)

- 例えば、第3条第1項第4号に「地域住民の生涯学習に資する活動」があり、これは社会教育よりも広い概念であるし、防災は第8号に定めているが、座長の御指摘は、前文やもっと大きいところで触れた方がいいのではないかとということか。

(作野座長)

- そうである。

(事務局)

- 条例の策定の経緯を少しお話しすると、前文は確かにかなり長い文章になっているが、この条例の性質としては、法律を受けたいわゆる法施行条例ということで、条文をもっと簡略化しないといけないのではないかとという要請があり、我々にも色々と思いがあの中で、内部でも色々な議論があったものの、最終的にこのような形に集約せざるを得なかったというのが現実である。
- その辺りはガイドラインの方で分かりやすくしっかりと明記したいと思う。

(作野座長)

- はい。それでは、議論の対象を資料3の方にも広げたい。また、資料3別紙というのもあり、これを見ると、指定地域団体が何をやっていくのかみたいなことも見えてくるので、もしかしたらその中身はガイドライン等に具体的に反映されるかもしれないが、そういったことも含めて幅広く議論させてほしい。資料3及び別紙について、御質問、御意見はないか。

(山田委員)

- はい。1点目は公開について。法律によって指定されることになるので、当然のことながらそうでなくても、これだけの金額が出ているので当然のことだが、透明性、特に財源に対する透明性。条例には、予算及び決算に関わる資料の公表並びに決算に関わる監査を行い、経費の使途の透明性が確保されていることと書かれているが、どのような公表をされるのかを確認したい。今、LMOの決算がどのような形で公表されているのかよく分からないし、今後指定されることによって変わりは無いということだったが、きちんと誰もが内容を見ることができるのか、透明性を担保できるのかということはどうなっているのかということ。
- 先ほど座長から社会教育という話もあり、とても重要なことだと思ったが、それと合わせて、例えば資料3別紙の活動事例が今後どのような説明資料になっていくのか、どこに公開されるかにもよるが、ひろしまLMOの活動事例として、ぱっと見ると、町内会・自治会の活動に、少しプラスアルファレベルかなと感じており、先ほど申し上げた企業連携が入っていない。それから法律では、今回の指定に関して、その自主性、自立性ということを謳っている中で、解釈にもよるが、私は、たくさんのお金が投じられても、またそれが永久的、半永久的に担保されることが約束されていても、団体として自主財源確保の努力は必要だと思っている。例えば、LMOの中には、お酒を作っているところがあったと思うが、既にそうした事業をしているところがあり、自主事業に向けて自律的な活動もしているということも、活動事例の中に入れると説得力があるのではないかと。企業や自主財源確保への取組なども入れると良い。15号なのか、どこに入るのか分からないが、その辺を検討していただければと思う。

(作野座長)

- 答えられる範囲で、事務局の見解はどうか。

(事務局)

- まず1点目の御質問については、予算・決算に係る資料は、今もLMOはホームページ等で公表しており、それを全てのLMOで行っていただければよいと考えている。
- 次に2点目の自主性、自立性について、自主財源の確保が必要であることは我々も同じ考えである。だからこそ、今までそういうことにチャレンジしたことがないという地域があってはいけないので、広島市に限らず、この地域ではこういうことをやっているという成功事例を示し、この地域ではこういうものがあるのではないかという働きかけは伴走支援の過程でも必要だと思っている。1つの地域で起こったことが他の地域でうまくいくかどうかは分からないというハードルはあると思うが、事例共有という形で考えていきたい。
- 資料3別紙に記載している活動の分類の軸は、地域が行う軸で記載しており、この中にも企業と連携した取組が含まれている。この分類を作るときに難しいのが、少し軸を変えるとあれもこれも該当する形になる。企業との連携で言えば、例えば3号の「地域住民の交流促進に資する活動」の木と食の里まつりは、トーホー(株)が所有する旧ガラスの里の敷地を地域に開放していただいて開催している。この資料の軸としては一旦こういう形で整理しているが、委員が言われるように、これは企業連携や自主財源の確保の取組であるといった付随した情報は同時に整理していかなければいけないと考えている。

(山田委員)

- 国の今回の法律から出てきているものではないとすれば、広島市独自の規定か。

(事務局)

- そうである。先ほども御説明したが、内部で協議して、このような分類で項目出しの方が分かりやすいだろうということになった。実際にLMOで行われたものに整理できるかどうかというところを踏まえて考えたものである。

(山田委員)

- 国の法律から出てきているものであれば動かしようがないと思うが、もし広島市で分類を作ったということであれば、多少組み替えるというか、表現を変えることはできるのか。

(事務局)

- はい。この条例の中では、これが1番広島らしさを表しているところでもあると思うので。

(山田委員)

- ぱっと見たときに本当に見えてこなかったの。企業との連携とか協同労働との連携だとか、それこそ先ほどの多様な主体との連携、都市ならではの特質が反映されていないなというイメージがあったので、その辺のところの方が分かった方が説得力がある。

(事務局)

- そうした御意見も踏まえて考えたいとは思いますが、そもそもLMOは、多様な主体と連携することが前提であり、その主体には当然企業が入ってくるので、企業や協同労働との連携を入れてしまうと、あっちもこっちも該当する形になるという問題もある。
- このように整理すれば、広島市の実態というところもつかめてくると思う。地域によっては、今までの取組をLMOで行うという地域もあり、それも大事なことだが、このような多様な取組が行われているということをお示しするためにも作った項目でもあるため、その中で検討していきたいと

思う。

(作野座長)

- ・資料3別紙に特出しされている活動は、非常に重要なところであり、これを書くことによって、明確になる一方で、むしろこれをやらなければならないように見えてしまうところもある。法に基づいて条例で定めるというのは、かなり覚悟がいることだと思う。一方、資料3の別紙のように整理されているので、これが1人歩きして、それで良いこともたくさんあるのだが。市民に分かりやすいところなので。
- ・色々と気になるところではないかなと思い、聞かせていただいた。ここに限らず、デラコルダ委員からは、御意見や御質問等はないか。

(デラコルダ川島委員)

- ・私も同じところ、資料3別紙の地域住民の交流促進について意見がある。広島大学で志和のコミュニティの中に入れていただいた経験からすると、町内会に入っていない住民は、お祭りだったり、何にも関わらなくなってしまうという現実があると思う。
- ・地域の企業だけではなく、地域の外から来た団体あるいは企業で働いている方が地域に住んでいるが、どのように、地域のつながりをサポートする、あるいは地域と会話し、関わればいいのか、その最初の一步が踏み出せない状況にあることが多いと思う。どのようにして会話の場を作るのか、それは、大学からであったり、色々な社会教育に関わる活動を行う必要があると思うし、何らかの交流ができるということを実際に進めることができるという風に見せた方が良い。また、それが条例に書いてあるから、それをしなければいけないというプレッシャーをかけた方が良くとも思う。交流は、防災のときにとっても大事になるので、そこにもっと力を入れた方が良くと思う。

(作野座長)

- ・各委員の話をまとめるというか串刺しで考えると、第3条に掲げられている1号から15号は具体的な活動の内容であるが、それに対して、手法やこれをやってどうなるという出口とか目的みたいなところに御指摘があったと思う。全体を読めば分かるだろうというようなスタイルもあるが、できるだけそういうものが浮かび出るような条例であってほしいと、そういう御意見ではないかなと感じた。また、デラコルダ委員の御指摘を具体的に言うと、第3号の「地域住民の交流促進に資する活動」、そうまとめるしかないのかもしれないが、地縁に十分つながっていないがそこに住んでいる、あるいは関わっている人たちが、相互に交流できるようなもの、それがLMOだと実現できるということが分かるようにすべきではないかという御意見であったと思う。事務局の方で検討いただければと思う。
- ・私からもいくつか指摘したいと思う。第13号の「前各号に掲げる活動の地域住民への周知に資する活動」については、地域住民だけが対象ではなく、地域の内と外の双方への情報発信だと思う。また、周知というのは、ニュアンスとしては馴染まないと思う。やはり、自律的、選択的活動というのが地域運営組織なので、周知としてしまうと徹底することが目的のようになるので、言葉を検討いただきたい。
- ・それから、資料3の整理上だと思うが、第15号のその他というところに、地域のニーズの把握などの活動事例が書いてあるが、課題の発見や整理というのは、先ほどの情報発信と同じように重要だと思うので、第15号のその他ではなく、別出しにした方がいいのではないか。

(事務局)

- ・山田委員とデラコルダ委員からいただいた主体の関わりについては、我々としては、ガイドラインが馴染むのかなと思っている。本日はガイドラインの説明ではないのに申し訳ないが、ガイドラインに入れ込む項目としては、これまでのワークショップ等でいただいた企業や市民、地域団体の役割などを考えている。条例ではこのような活動の分類になったが、それを担う主体が重要になってくると思うので、その辺りはガイドラインに記載させていただきたい。
- ・作野座長からの御意見については検討したいと思うが、第13号の地域住民への周知に関しては、周知という言葉は馴染まないで、情報発信などの表現にして、地域住民という言葉も無くした方がよいということか。

(作野座長)

- ・地域内外に向けた情報発信、情報発信は住民だけのものではない。地域運営組織が関わり代になるものだと思うので、表現を検討していただければと思う。

(事務局)

- ・承知した。

(事務局)

- ・山田委員から御指摘のあった企業も含めた多様な主体との連携を条例の中に入れていくことについては、今は前文ではそうしたことは書かれているが、条例本文では、要件として、地区・学区社協と連合町内会・自治体は必須で、さらに規則に定める団体の半分以上ということしか規定していない。確かに前文との対比で言うと、企業やそうした多様な団体との連携に努めるといった方向性が条例本文にはないので、御意見を聞いていて確かにその通りだなというところもあった。
- ・この条文の構成そのものは、我々だけで決定できないところもあるので、その御指摘を受け止めさせていただき、条例本文になるのかガイドラインになるのかは分からないが、事務局で検討させていただくこととしたい。

(作野座長)

- ・その他、議事1の条例素案について、全体を通して御意見、御質問はないか。

(山田委員)

- ・先ほどデラコルダ委員の話を伺っていて、なるほどそうだなと思ったのは、この活動事例を見て、これをやらなければいけないという強制力が生まれた方がむしろ良いということももちろんあるが、今まで単位町内会・自治会では限界があってできなかったことが、多様な主体が連携することによって大きな傘となり、それがどの辺りまでカバーできるのか、結局LMOになって何ができるようになったのかということ活動を活動事例の中で見える化をしないといけない。自治会でしているような活動だと、これをしていけばいいのかということにもなったりするので、今でもできていることではなく、LMOが目指しているところの一步先をきちんと見える化をしていくことが大事だなと感じた。そういった条文であり、またガイドラインであってほしいと思った。

(作野座長)

- ・デラコルダ委員はどうか。

(デラコルダ川島委員)

- ・先ほどの山田委員の御指摘のように、どのような言葉を使うのが大切であり、「など」の内容は具

体的に誰なのかということを示し、それを一目見たら、これは参加したい、変化できる社会に関わりたい、そういうものに入って前向きに活動したいと思えるようなものであればよいと思う。

(作野座長)

- ・関連して私からも発言させていただくと、法に基づく条例のため限界はあると思うが、実際のLMOの性質や活動実態と齟齬がないよう、上手につなげるような条例である必要があると考える。そのため、色々な制度的な事情などを反映したものになるのはやむを得ないと思う。
- ・一方で、法や条例に基づいていることが、住民への強いメッセージになると思うので、この条例にぜひ愛称を付けていただきたい。普段からLMO条例と呼べば、それが何なのかは分からないが見てみようと思える。住民にとってはそういうものだと思う。LMOという名前を付けたことが、LMOが普及した要因ではないかと思う。その本質は、分からない人はいつまで経っても分からないので、分かる人に分かればよい。常に条例を見て活動する人はほとんどいないが、いざ見たときにそういうことだったのかと分かってもらうことが大事である。どこにも書かれないかもしれないが、LMO条例のような愛称で呼ばれるようにしていただくと良いと感じた。

(事務局)

- ・承知した。

(作野座長)

- ・これらの意見は、今後の議論の参考にさせていただければと思う。

(2) 「広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」有識者会議開催要綱の改正案について

事務局が、資料4「『広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）』有識者会議開催要綱（改正案）」、資料4別紙「『広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）』有識者会議開催要綱（新旧対照表）」について説明。

(作野座長)

- ・今の説明に対して御意見、御質問はあるか。これは形式的なものなので、よろしいかと思う。
- ・他に議事の中で御意見はないか。本日は少ない委員での議論だったが、かなり本質的な意見交換ができたと思う。ここでも出された意見は、事務局の方で咀嚼し、今後の条例策定等に反映してもらいたい。
- ・本日も貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。